

高島市 高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

概要版



平成30年3月
高島市

1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

団塊の世代のすべての方が後期高齢者に到達する平成37(2025)年を見据え、地域包括ケアシステムを一層深化・推進させ、高齢者の自立支援や重度化防止等に向けた計画とします。

2. 計画の性格

老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、地域包括ケアの総合的な計画として策定します。

3. 計画期間

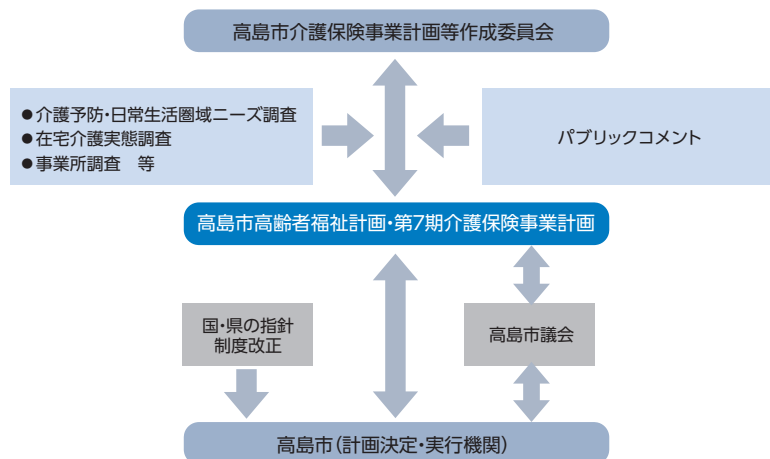
平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。

4. 他の計画との関係

「高島市総合計画」や「高島市地域福祉計画」を上位計画とし、「滋賀県高齢者福祉計画・滋賀県介護保険事業支援計画」や市の関係計画との整合を図ります。

5. 計画策定の体制

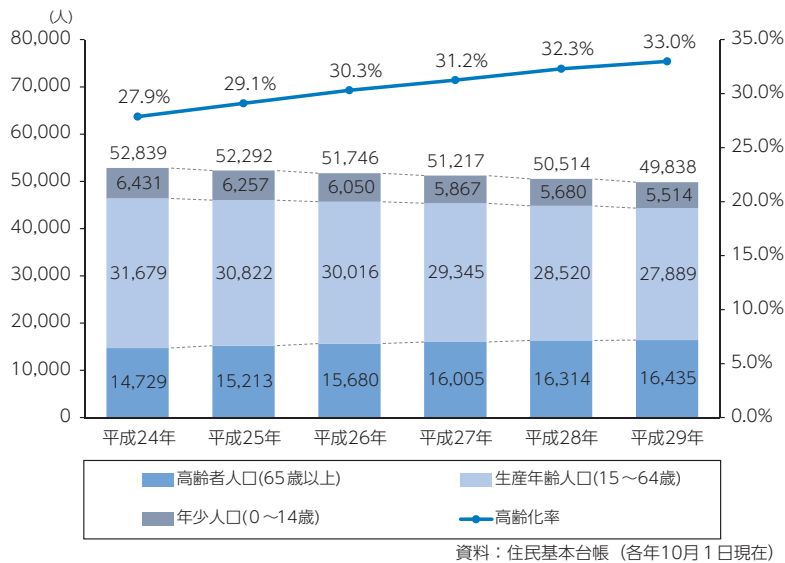
学識経験者、各地域からの市民代表者、保健・福祉・介護の関係者等で構成する「高島市介護保険事業計画等作成委員会」を設置し、それぞれの分野から幅広いご意見を伺うとともに、各種アンケート調査、パブリックコメントの実施等を行い、広く意見を求めました。



2 高齢者を取り巻く状況

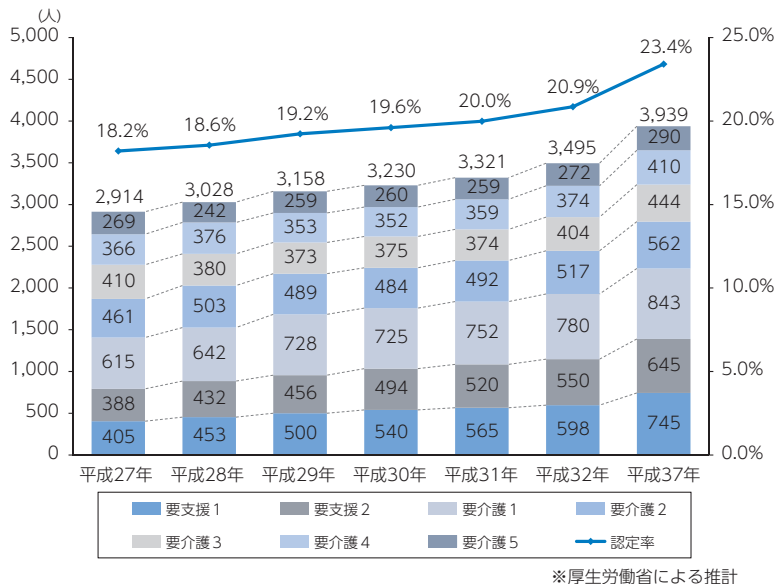
1. 人口の推移

高島市の人口は、年々減少傾向にあります。平成24年に52,839人であった人口は、平成29年には5万人を割り込み49,838人となっています。また、高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口と年少人口は減少しており、平成29年には高齢化率が33.0%となり、「3人に1人が65歳以上の高齢者」となっています。



2. 要介護認定者数の見込み

要介護認定者数は、高齢者数の増加にともない増加が続くことが想定され、平成32（2020）年には3,495人になり、また、平成37（2025）年には3,939人になることが見込まれます。介護度別では、要介護1以下の軽度の認定者の増加が大きくなると見込まれます。



3 計画の基本理念

共に生き 共に喜び 共に育つ 「長寿 たかしま」

高齢になり介護が必要な状態になっても、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、誇りを持って自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指します。そのために、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の一層の深化を図るとともに、高齢者の自立支援や重度化防止をはじめ、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現、さらには介護保険制度の持続可能性の確保を目指し、高齢者に対する施策を総合的、体系的、計画的に推進します。

4 計画のポイント

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

①在宅医療・介護の連携推進

医療や介護が必要になっても在宅でその人が望む生活を送ることができるよう、医療と介護の連携を推進し、必要なときに適切な医療・介護サービスが受けられる体制を目指します。

②地域包括支援体制の充実

多様化する高齢者ニーズに対応するため、地域包括支援センターと各保健センターが社会福祉法人等と連携し、部局を横断した高齢者施策等を一元的に推進する体制を整備します。

③生活支援体制の整備

単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加により、その生活を支える必要性が高まっていることから、これに対応するため、住民団体等が多様な生活支援サービスを提供できる体制を整えます。

④地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

必要な支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムの考え方を障がい者や子ども等への支援にも広げ、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を目指します。

2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

要介護状態となることの予防や軽減を目指し、自立支援、介護予防・重度化防止を推進するとともに、地域住民が運営する通いの場等の充実により、高齢者が自立した生活を送ることができる体制づくりを進めます。

3. 認知症対策の充実と権利擁護の推進

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりを目指すとともに、すべての高齢者の虐待防止と養護者の支援のため、相談体制の整備、早期発見等につなげるネットワークの構築、成年後見制度等の利用促進を推進します。

4. 介護保険制度の持続可能性の確保

①介護人材の確保

介護職員等の確保・定着に努めるため、キャリアアップの実践を通して、やりがいをもって働くことができる職場づくりと、中・高校生が介護に魅力を感じてもらえるよう未来の介護人材の確保に努めます。

②介護給付等の費用適正化

医療情報との照合・縦覧、介護サービス提供事業所への指導監査体制の充実を行うとともに、介護給付費の通知等により費用の適正化に努めます。

③サービス利用時の負担割合の見直し

所得に応じた負担により、介護保険制度の持続を目指します。

5 基本目標

第7期計画では、第6期計画やアンケート調査による現状と課題や策定のポイント等を踏まえて、次のとおり基本目標を設定します。

なお、平成37(2025)年に迎える超高齢社会への体制整備を着実にするため、平成30年度から毎年度、基本目標ごとの達成度評価を行い、その評価に応じて該当する各事業の改善に取り組むものとします。

【基本目標1】誰もが達者で「つむぎ」合うまちづくり

地域包括ケアシステムの実現には、地域住民の結びつきが重要であるため、高齢者や児童・障がい者を含む地域のすべての人が役割を持ち、支え合いながら暮らせる地域づくりに取り組みます。また、高齢者がいつまでも元気に暮らすには、心身ともに健康で生きがいを実感できることが大切であるため、介護予防、重度化防止に取り組むとともに、社会参加や地域での交流活動に取り組めるように支援します。

【基本目標2】暮らしを支える体制・仕組みづくり

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センター機能を充実するとともに、医療と介護が連携し、高齢者の自立支援に向けたサービスが提供される環境の整備を目指します。また、ボランティア等の生活支援の担い手育成や地域資源の開発のため、生活支援コーディネーターの活動をさらに活発にして、日常生活圏域を単位とする第2層の協議体を設置して、地域支え合いの生活支援や居場所づくりを行います。

【基本目標3】認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくり

認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解の促進や、認知症の方を地域で支える体制づくりに努めるとともに、医療や介護現場のケアの向上に努めます。また、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」が認知症支援の中心的な役割を担うことにより、認知症施策の充実・強化を目指します。

【基本目標4】望む暮らしへの環境づくり

安心・安全な住まいの確保は、日常生活の質を大きく左右します。できる限り住み慣れた地域で、安心・安全な環境を整えるとともに、災害時にあっても高齢者の安全確保を支援します。また、重度な介護状態になっても、その人やその人を支える介護者の状態に応じた適切な生活環境を確保できるよう支援します。

【基本目標5】介護保険制度の安定的運営と介護人材確保の推進

地域での適切な介護サービス等を持続的に提供するために、介護給付の適正化に取り組むとともに負担と給付のバランスを保ちながら効率的な介護保険制度の運営を行います。また、介護サービスの安定的な提供のため、介護職員や専門職の確保・定着に取り組むとともに、地域における支え合い活動等を担うボランティアの育成に努めます。

6 第7期計画の体系

《基本理念》
共に生き
共に喜び
共に育つ「長寿たかしま」

基本目標	推進施策	事業内容
《基本目標1》 誰もが達者で「つむぎ」合うまちづくり	1. 支え合いの理解	広報・啓発や人権教育
	2. 地域での支え合い	ボランティア活動、災害時の体制づくり、防犯、交通安全等
	3. 誰もが使いやすい公共空間	道路・歩道、公共交通機関の整備と利用推進、公共施設の整備
	4. 安心・安全の体制づくり	災害時の情報提供、生活相談、緊急時の体制づくり等
	5. 多様な健康づくり	生活習慣病予防、こころの健康
	6. 生きがいをづくりと交流活動	高齢者の就労支援、老人クラブ活動、居場所づくり、高齢者スポーツ、社会教育
	7. 介護予防・日常生活支援サービスの充実	介護予防の普及啓発・活動支援、訪問型サービス、通所型サービス、配食サービス、移動支援サービス等
《基本目標2》 暮らしを支える体制・仕組みづくり	1. 在宅医療と介護の連携	在宅医療・介護連携推進事業
	2. 地域包括支援体制の推進	「我が事・丸ごと」の支援体制の整備、地域包括支援センターの機能強化
	3. 包括的支援事業の充実	相談支援、ケアマネジメント支援、地域ケア会議、居宅介護支援・介護予防支援等
	4. 障がい福祉サービスとの連携	障がい福祉サービスとの適切な連携
	5. 介護を支える人への支援	家族介護支援事業
《基本目標3》 認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくり	1. 認知症対策の充実	認知症の正しい理解と地域の支援ネットワーク構築の促進、認知症ケアの向上、認知症予防・悪化予防の取組み、認知症高齢者の見守り等
	2. 権利擁護の推進	権利擁護事業、成年後見制度利用支援事業
《基本目標4》 望む暮らしへの環境づくり	1. 介護サービス	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所等の介護サービス
	2. 住宅と室内空間の確保	住まいの整備、福祉用具の貸与・販売、住宅改修支援等
	3. 居住系・施設系サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホームの施設サービス
《基本目標5》 介護保険制度の安定的運営と介護人材確保の推進	1. 介護サービスの持続	介護人材の育成と確保、介護給付等の適正化、サービスの自己評価と外部評価
	2. 低所得者や高額負担者への対策	低所得者への負担軽減、高額介護サービス等
	3. 介護サービスの質の向上	一般介護予防事業評価事業、介護相談員派遣事業、共生型サービス提供事業所指定の推進

7 介護保険事業の推進

1. 介護保険サービス事業費の現状と見込み

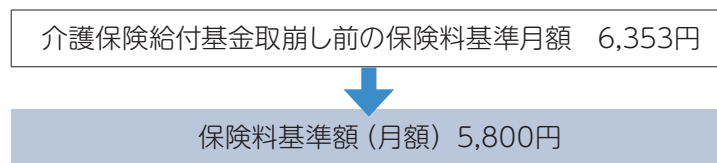
第7期計画の期間における介護給付事業費を次のとおり見込みます。(単位：千円)

介護給付費等	実績		見込み	推計値			
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
居宅サービス	1,636,085	1,547,125	1,672,869	1,969,286	2,037,285	2,116,591	2,574,719
居宅介護支援	209,807	214,243	224,471	234,467	240,736	248,468	292,585
地域密着型サービス	723,531	908,213	1,081,730	1,267,220	1,298,664	1,346,149	1,518,983
施設サービス	1,384,479	1,319,657	1,309,963	1,268,063	1,275,532	1,510,139	1,517,065
介護予防サービス	192,097	162,663	93,540	105,169	114,541	124,881	167,902
介護予防支援	29,549	27,445	19,204	23,763	25,750	27,032	32,163
地域密着型介護予防サービス	9,784	12,107	9,672	14,580	14,915	16,159	25,802
特定入所者介護サービス費等	189,765	182,369	182,599	195,300	195,300	213,000	220,000
高額介護サービス費等	70,192	74,737	84,423	82,350	84,200	86,600	89,000
高額医療合算介護サービス費等	1,067	1,119	11,894	13,000	13,300	13,600	14,000
地域支援事業等	109,978	170,825	298,068	268,956	279,318	293,555	320,415
審査支払手数料	4,996	5,086	5,042	5,299	5,353	5,406	5,681
合計	4,561,330	4,625,589	4,993,475	5,445,104	5,641,283	6,127,010	7,148,817

※ H30年度以降の合計額は、利用額負担割合等の制度変更を勘案しています。

2. 保険料基準額と保険料段階

事業費の見込み等を踏まえて、保険料を算定するにあたっては保険料段階を所得に応じて11段階に設定します。また、今後の介護保険財政の安定した運営を考慮して、期間中に介護保険給付基金3億2,100万円を取り崩します。上記を踏まえ、第7期計画における第1号被保険者の介護保険料の基準額を次のとおりとします。



所得段階	所得などの要件	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護を受給している方	基準額×0.45	2,600円	31,400円
第2段階	世帯全員が 市民税 非課税 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.75	4,300円	52,200円
第3段階	前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額×0.75	4,300円	52,200円
第4段階	本人が市民 税非課税 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	5,200円	62,600円
第5段階	(世帯に課税 者がいる方) 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	基準額	5,800円	69,600円
第6段階	本人が 市民税 課税 前年の合計所得金額が80万円未満の方	基準額×1.10	6,300円	76,500円
第7段階	前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	基準額×1.20	6,900円	83,500円
第8段階	前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	7,500円	90,400円
第9段階	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	8,700円	104,400円
第10段階	前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	9,800円	118,300円
第11段階	前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.90	11,000円	132,200円

介護保険や高齢者の保健福祉に関するお困りごとは、下記までご相談ください。

名 称		所在地	電話番号
高島市役所	長寿介護課	新旭町北畑565	25-8029
	地域包括支援課 (地域包括支援センター)		25-8150
新旭保健センター	健康推進課	新旭町北畑574	25-8078 25-8110
マキノ支所・マキノ保健センター		マキノ町沢1410	27-1128
今津支所・今津保健センター		今津町弘川204-1	22-5101
安曇川支所・安曇川保健センター		安曇川町田中89	32-4413
高島支所・高島保健センター		勝野215	36-8008
朽木支所・朽木保健センター(朽木支所)		朽木市場604	38-3111



高島市高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

概要版

平成30年3月
高島市